

忠岡町一般家庭ごみ及び粗大ごみ処理手数料徴収事務委託要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、忠岡町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成5年忠岡町規則第12号）第5条に規定する一般家庭ごみ指定袋及び粗大ごみ処理券の交付等について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、忠岡町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年忠岡町条例第19号。以下「条例」という。）別表に掲げる一般家庭から排出される一般家庭ごみ及び粗大ごみの処分手数料（以下「手数料」という。）の徴収事務（以下「徴収事務」という。）の委託について、必要な事項を定めるものとする。

(資格要件)

第2条 徴収事務の委託を受けることができる要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 町内に店舗又は事業所を有し、現に事業活動を行っていること。又は、町外店舗にあたっては、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗であり、忠岡町の境界から2km以内に存すること。
- (2) 納税、その他町に対する債務の履行を怠っていないこと。
- (3) 一般家庭ごみ指定袋及び粗大ごみ処理券の適正な管理及び手数料徴収事務の適正な執行を行うことができること。

(取扱所の申請)

第3条 取扱所の指定を受けようとする者は、忠岡町一般家庭ごみ指定袋及び粗大ごみ処理券取扱所指定申請書（様式第1号）により町長に申請しなければならない。なお、指定を受けようとする店舗又は事業所が町外に存する場合は、市税等の滞納がないことを証明する書類の写しを添付するものとする。

(取扱証の交付)

第4条 町長は、申請者が第2条の資格を満たし、取扱所として適当と認めるときは、取扱所として指定し、忠岡町一般家庭ごみ指定袋及び粗大ごみ処理券取扱証（様式第2号）を交付するものとする。

- 2 指定期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、第2条に規定する要件を欠くことがない場合には、指定期間を1年間更新することができるものとし、以後も同様とする。

(指定期間の更新)

第5条 取扱所が、第4条第2項の規定により指定の更新を受けようとするときは、町長に忠岡町一般家庭ごみ指定袋及び粗大ごみ処理券取扱所指定更新申請書（様式第3号）を指定期間満了日の1月前までに提出しなければならない。

2 町長は、前条による申請があり、第2条の規定に基づき審査し、相当と認めるときは、忠岡町一般家庭ごみ指定袋及び粗大ごみ処理券取扱所指定更新証（様式第4号）を交付するとともに、第6条に規定する委託契約の期間を期間満了の翌日から起算して引き続き1年間延長するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

（契約の締結）

第6条 町長は、第4条第1項に定める指定証を交付した場合、速やかに収納事務委託契約（以下「委託契約」という。）を締結するものとする。

（証票の交付及び掲示）

第7条 町長は、徴収事務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）に、受託者である旨の証票（様式第5号）及び徴収事務に必要な書類を交付するものとする。

2 受託者は、町民が容易に識別できる場所に、前項の証票を掲示しなければならない。

（受託者の業務）

第8条 受託者は、条例別表に規定する一般家庭から排出される一般家庭ごみに係る手数料を町民から徴収し、指定ごみ袋を1冊単位（1冊10枚入り）で交付する業務を行う。

2 受託者は、条例別表に規定する一般家庭から排出される粗大ごみに係る手数料を町民から徴収し、粗大ごみ処理券（1枚500円）を交付する業務を行う。

（手数料の納付）

第9条 受託者は、手数料を徴収したときは、本町の指定する方法により金融機関に納付しなければならない。

（経理及び調査）

第10条 受託者は、徴収に係る経理を明確にしておかなければならない。

2 町長は、受託者の徴収事務に係る経理及び実施状況を必要に応じ調査することができる。

3 受託者は、前項の調査に協力しなければならない。

（改善の指示）

第11条 町長は、前条に規定する調査において改善する必要があると認めるときは、受託者にその改善を指示することができる。

（委託料の支払い）

第12条 町長は、徴収された手数料の100分の7に相当する額（消費税込）を委託料として受託者に支払うものとする。

2 委託料は、地方自治法施行令第164条第4号の規定により、手数料から繰り替えて受託者に支払うものとする。

(届出義務)

第13条 受託者は、次の各号のいずれかに該当した場合は、速やかに町長に届出なければならない。

- (1) 相当期間徴収事務に従事することが出来ない場合。
- (2) 店舗を他の場所に移転したとき。
- (3) 代表者を変更したとき。

(権利義務の譲渡禁止)

第14条 受託者は、第三者に対し、委託契約によって生じる権利又は義務を譲渡し、若しくは継承させ、又はその徴収事務を再委託してはならない。

(契約の解除)

第15条 町長は、受託者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委託契約を解除することができる。

- (1) 第2条の資格要件に適合しなくなったとき。
- (2) 委託事務の処理が著しく不適切であると認められるとき。
- (3) 受託者の責めに帰すべき理由により委託契約に違反したとき。

(返却)

第16条 受託者は、委託契約期間が満了したとき、又は前条の規定により契約を解除され、若しくは解除したときは、速やかにその保有する処理券等を町長に返却しなければならない。ただし、委託契約が更新されたときは、この限りでない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。